

別記 1

落札者決定基準

1 落札者の決定要件

入札参加者は、「技術資料」及び「入札価格」をもって入札し、次に掲げる全ての要件を該当するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2 総合評価の方法

総合評価落札方式においては、次の方法によって求められた総合評価の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低制限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者として定めることができるものとする。

- (1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を15点（10点）とする。
- (2) 「加算点」の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

加算点＝(評価点数の合計値／評価項目ごとの得点合計の最高点数)×15点（10点）

- (3) 総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点の合計」（技術評価点）を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格（百万円）

※評価値は、小数点以下第3位まで表示（小数点以下第4位四捨五入）

3 評価項目

- (1) 総合評価落札方式における評価項目は、別記2「評価基準（標準）」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択することができるものとする。
- (2) 任意項目の選択にあたっては、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (3) 評価基準の内容にあたっては、個別の工事ごとに基準内容を適切に設定するものとする。
- (4) 別記2「評価基準（標準）」の評価にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 「施工計画」の評価項目を2項目選択した場合の配点については、（ ）の数値を採用するものとする。
- ② 「企業の施工実績」の「3又は1同種・類似工事の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」の「6又は4同種・類似工事の主任（監理）技術者の施工経験」において、同種工事とは、設計規模の7割以上で、類似工事とは、設計規模の5割以上の実績を有すること。
- ③ 「配置予定技術者の能力」については、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として定めることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画について提出を求める技術資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。ただし、配置予定技術者の施工経験及び施工計画の評価点は、最も低い評価点を受けたものをもって算定する。

- ④ 「配置予定技術者の能力」の「5 又は 3 主任技術者の保有する資格」において、設計金額が 6,000 万円以上の工事の場合、評価はしないものとする。
- ⑤ 「配置予定技術者の能力」の「7 又は 5 主任（監理）技術者の〇〇年以降の工事成績評定点の平均点」の配点については、設計金額が 6,000 万円以上の工事で監理技術者を選任で配置しなければならない場合、（ ）の数値を採用するものとする。
- ⑥ 「配置予定技術者の能力」の「ヒアリング」については、必要に応じ実施するものとする。なお、企業別のヒアリングを実施する場合は、次のとおり記載するものとする。
- （イ） 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）
- （ロ） 会 場：米沢市役所〇階〇〇〇会議室
- （ハ） 参加方法：企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は配置予定技術者とする。
- ⑦ 「地域貢献」のボランティア活動については、米沢市内での実績とし、当該年度を除く直前 1 年間実施したものを対象とするものとする。
- ⑧ 「地域貢献」の「11 又は 6 本市ボランティア活動の実績」については、道路や河川等の清掃、公共施設への植栽、交通安全などの企業活動で、公的機関の証明、写真、新聞記事、感謝状等により確認するものとする。
- ⑨ 別表「米沢市総合評価落札方式に係る地域貢献活動の実績調書」の（注）3 における確認できる資料については、ボランティア活動が企業の年間活動方針等のなかで位置づけられていることや企業のトラック等を提供しているなど関与性が認められるものとする。
- ⑩ 「地域貢献」の米沢市消防団協力事業所については、米沢市消防本部において当該認定を受けているものを対象とし、消防団協力事業所表示証の写しにより確認するものとする。

4 失格とする場合の要件

次の各号のいずれかに該当するときは、失格とする。

- （1） 評価項目に対する技術資料の提出が無い場合。
- （2） 技術資料の施工計画で、設定した評価項目のうち 1 項目でも全く記載が無い場合。
- （3） 求めた評価項目と違う提案をした場合。
- （4） 必要に応じて設定した最低限の要求要件を満たさない提案をした場合。
- （5） 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合。